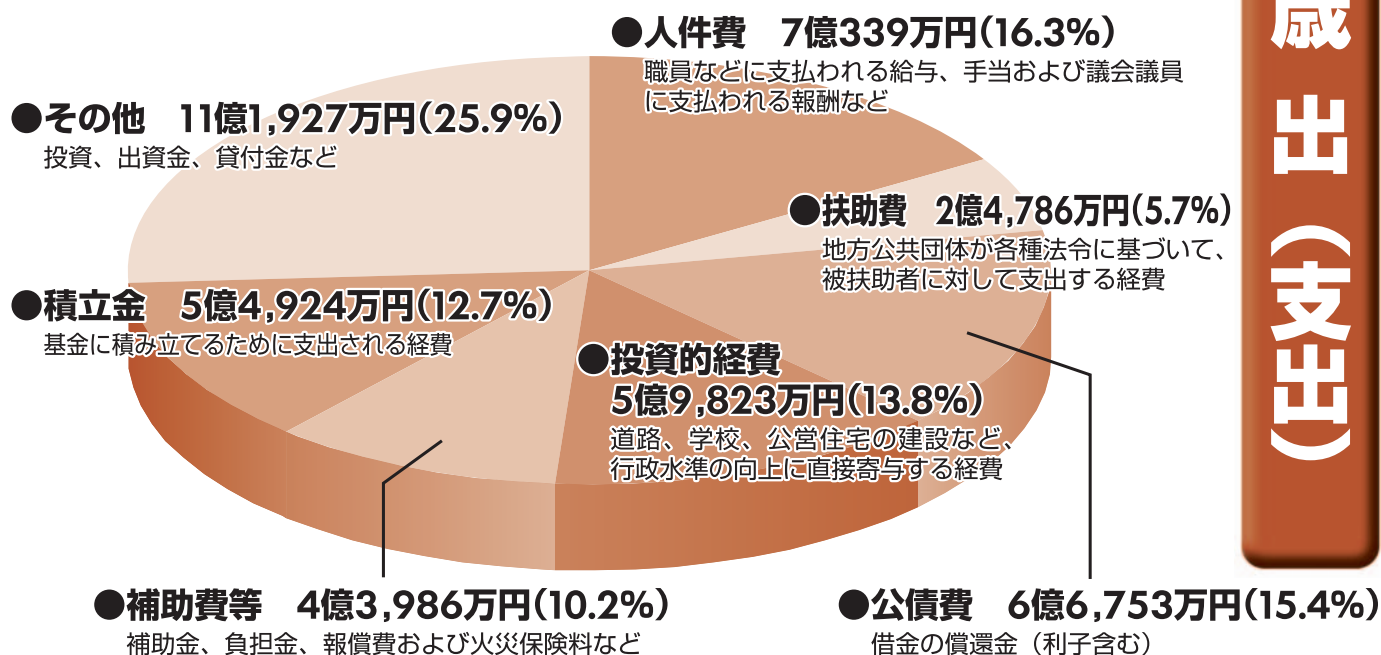


特集 平成24年度

一般会計の支出(歳出)

43億2,538万円

歳出(支出)



上ノ国町の健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15%)	— (20%)	10.7% (25%)	— (350%)

※赤字額及び町が将来支払う可能性がある負債がないため、実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率は「—」と表示しています。

※（ ）の値は、法律で定める早期健全化団体の指定基準です。

上ノ国町の公営企業会計資金不足比率

水道事業	簡易水道事業	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落排水事業
— (20%)	— (20%)	— (20%)	— (20%)

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

※（ ）の値は、法律で定める経営健全化団体の指定基準です。

- 実質赤字比率** …… 一般会計の赤字額が、町税などの標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。
- 連結実質赤字比率** …… すべての会計の赤字額が、町税などの標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。
- 実質公債費比率** …… 公債費（公債費に準ずる経費を含む）が、町税などの標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。
- 将来負担比率** …… 一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高が、町税などの標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。
- 資金不足比率** …… 公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。

健全化判断比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生性の必要を判断するためのものとして、4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。